

# 人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響

—1970年・1971年の地方交付税法改正に着目して—

小入羽秀敬

Changes on Prefectural Private School Subsidies Caused by Institutionalism in Personnel Subsidies —Focusing on the Revision of Local Allocation Tax Act in 1970 and 1971—

Hideyuki KONYUBA

This paper aims to clarify the impact made to the private high school subsidy policies by the reform in Local Allocation Tax Act in 1970s. First, this paper describes the circumstances that had been placed private school students in a gradual decrease, and based on the circumstances, how the amount of the basic financial needs and the calculation formula had been changed by the local allocation tax reform by the central government in 1970 and 1971. Next, this paper analyzes the amount of private school subsidies by the prefectural government that had to implement policies in response to the central governments' reforms.

The findings were deposited as following three points. The first point is the system change made by the Central government has a certain influence, even in the local allocation tax system, which doesn't have a force to change to lower government. The second point is that the standard for the private-school subsidy was made by local allocation tax system. The third point is the limits on standardization made by the system of local allocation tax system.

## 目次

- I. 課題設定と分析の枠組み
  - II. 国による私学助成政策の転換
    - 1. 社会経済的状況
    - 2. 人件費補助の開始
    - 3. 地方交付税の費目変更と額の推移
  - III. 県の対応
    - 1. 全国的な動向
    - 2. ケーススタディー
  - IV. 考察と今後の課題
- 
- I 課題設定と分析の枠組み

の人件費の計上と基準財政需要額算定基準の費目変更が都道府県（以下県）の高校以下の私学助成政策に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

高校以下の私学政策は所轄庁が知事であり、私学助成は県の事務として行われている。戦前より高校以下の私学助成は国からは公的な補助金は措置されておらず、県が独自の配分基準の下で私立高校等に助成を行っていた（杉長 1993）。そして 1965 年をピークとする第 1 次生徒急増期対応に伴う地方交付税法改正、1970 年、1971 年の地方交付税法改正と徐々に地方交付税の基準財政需要額の算定項目や単位費用が増加し、さらに 1975 年の国庫補助金措置が行われるようになることで私学助成は国からの公的な財源措置を獲得していった。

このように県の私学助成は 1975 年の国庫補助制度開始以前より実施されていたものの、県私学助成

本稿は国が実施した地方交付税交付金の経常費へ

研究は国庫補助制度開始以降に着目したものが多く、地方交付税のみによって県私学助成が行われていた時期の分析は実施されていない<sup>(1)</sup>。私学助成に関する先行研究は国レベルでの政策に着目したものが多く、国による私学関係法の制定過程が分析対象とされてきた<sup>(2)</sup>。

現行の県私学助成政策は国庫補助金と地方交付税交付金によって措置されている。地方自治体レベルでの教育政策決定において国庫補助金の影響を分析する研究は多く、地方自治体での政策決定において補助対象事業にのみ関心を示すことが多いとされる(白石 2000)。これは私学助成でも例外ではなく、財政力の弱い自治体ほど国の設定した国庫補助金の項目と同じ項目を予算費目に計上することが示されていることから、国庫補助金が県レベルの私学政策の策定を規定する要因の一つとなっていることが示されている(小入羽 2008)。

しかし、これらは国庫補助金の存在を前提とした政策決定であり、1975年以前の私学助成のように国庫補助金という中央政府からの影響力行使の手段がない領域での地方自治体での政策決定については研究がほとんどなされてこなかった。

そこで、本稿では国庫補助金が交付されていない時期の私学助成に着目し、国による地方交付税制度の変更が県に対して与えた影響を分析する。使途が決まっている国庫補助金交付の有無が県の私学政策に対して影響を与えていることは先行研究より明らかになっているが、使途が定められていない地方交付税交付金制度の変更は県に対してどのような影響を与えるのか。地方交付税はその自由度の高さから、交付する政策分野や交付方法に県の独自性が大きく反映されると考えられる。特に、地方交付税の基準財政需要額はあくまで算定式上の地方団体における標準的な財政需要に過ぎないことには留意が必要である。これは国が定めた標準的な額であり、制度上、県はこの額を参考にする必要はなく、自由に助成額を設定できる。さらに地方交付税交付金としての交付額も基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものであり、需要額の満額を国から措置されるわけではない。

以上から、本分析によって明らかにする課題は次の3点である。第1に地方交付税のような強制力の

無い補助制度の変更も国庫補助金と同様に県への影響力を持つことができるのか。第2に地方交付税制度の変更が県の助成行動にどのような影響を与えるのか。第3に県による対応の差異について具体的に明らかにする。地方交付税制度の変更によって人件費補助を始めることになった自治体にとって、私学助成の増額は大きな負担となりうる。負担増をどのように受容したのかについて検討する。

分析対象とする時期は1970年前後の私学助成である<sup>(3)</sup>。この時期に国は私学助成に関して大きな方向転換を実施する。1970年に私立大学での人件費補助が開始され、それに合わせて高校以下の私立学校は基準財政需要額の算定基準に人件費を算入してその額が大幅に増額した。

使途が自由であるという本来の地方交付税の理念を考えれば地方交付税制度上の制度変更には県は準ずる必要性は全くない。しかし、結論を先取りすると、実際に私学助成に関する地方交付税制度の変更が行われると、県はその制度から大きな影響を受けることとなり、助成額の県間格差の分散が大きく減少している。

国による制度変更によって県の私学助成はどのように変化したのか、具体的には地方交付税における人件費補助制度導入前後の基準財政需要額と県による私学助成交付額の推移を検討する。全県での散らばりの変化を示した上で、1970年以前より人件費補助を実施していた県、1970年以降新規に人件費補助を実施した県をケーススタディーとして比較することで、国による制度改正が県に対して与えた影響を分析する。

## II 国による私学助成政策の転換

### 1. 社会経済的状况

1970年前後の私立高校をとりまく社会経済的状况としてベビーブームによる一時的な生徒急増およびその後の生徒減少、物価の高騰が挙げられる。

1965年をピークとする生徒急増期は国による私学助成政策を大きく転換させる契機となった。団塊の世代の高校入学に伴って各県は高校の定員を大幅に増加させているが、増加分のすべてを公立高校で収容することは事実上不可能であった。そのため、

## 人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響

全県において私立高校が1965年前後で新設、ないしは定員増加を実施して増加した生徒を受け入れてきた<sup>(4)</sup>。

定員増加や新設をした私立高校は増加させた生徒数に応じた施設設備や教職員の雇用を実施してきたことで学校経営に必要な経費が増加した。特に生徒急増期の対応のために新規に施設設備の拡充を図った学校法人の中には私立学校振興会からの融資では足らずに銀行等民間の金融機関より融資を受けている学校法人も多数存在し、利子を含めた返済によって経営難が顕在化していった<sup>(5)</sup>。

また、新規に雇用した教職員の人件費増と社会的に物価高騰<sup>(6)</sup>が起こったことがあいまって人件費および物件費の額が大幅に増加して経営を圧迫しているという状況であった。一方で収入源としての授業料を支払う生徒数は、生徒急増期のピークであった1965年には私立高校の生徒数は166万人であったのに対して、1970年には128万人に減少している。これは5年間で40万人弱分の授業料収入が消えていったことを意味する。

私立高校本務教員の平均給与の推移および私立高校初年度納入金の推移を消費者物価指数で実質化してみると、教員の平均給与では、1968年から1973年の5年間で66万円から198万円と約3倍となっており、経費の中でも固定的な支出となる人件費が大幅に上昇している。当時は毎年のペースアップがあったため、人件費は年度ごとに上昇を続けている。初年度納入金では、前述したように私立学校への補助金措置が少ない県が多いことから大半の私立高校は学校経営のための費用を確保するために学費を上げる選択を採用するため、初年度納入金が9.4万円から20万円に上昇している。

### 2. 人件費補助の開始

国による私立高校への助成が国の政策議題として登場したのは1965年の臨私調答申「私立学校振興方策の改善について」であった。私立高校が生徒急増期に果たした役割を評価し、生徒減少期に備えて経営難への対策の必要性について指摘している。経営難への対処策としては「債務負担の軽減、施設・設備費の拡充、教職員の退職手当制度の確立、共済制度の充実、経理の合理化・適正化」を挙げており、

これらについては「国としてもそのための指導、援助等につとめる必要がある」と述べている。経常費助成は、すでに多くの県で実施している経常費の一部助成を他県でも行うことが述べられている。人件費を経常費に含めるか否かについての言及はなされていないが、県による助成を肯定的に捉え、その拡大を求めている。

1969年には自由民主党政調文教制度調査会が「私学問題に関する小委員会」を設置し、「私学振興に関する基本方針(案)」を発表した。基本方針には高等学校以下对学校に対する助成措置として「私立の高等学校、中学校、小学校に対する助成は、人件費を含め、地方交付税の増額によって措置するものとする」と明記されている<sup>(7)</sup>。

1970年は私学助成の大きな転機となっている。1つは日本私学振興財団法(以下財団法)の成立である。財団法の成立過程で人件費を補助対象とする議論が行われ、私立大学への人件費補助が「私立大学等経常費補助」として開始されるようになった(荒井2009, p.200)。財団法の成立により私立学校法および同法施行令・施行規則も改正され、条文に「経常的経費」という文言が初めて使用された<sup>(8)</sup>。

もう一つは自治省による地方交付税措置の変更である。当時は高校以下の私立学校については「別途地方交付税交付金の増額によって解決することに方針を決定した」(私学振興1970, p.24)とされている。国庫補助金による措置はなされておらず、県にとっては地方交付税が主要な財源となっていた。

このように、1970年以前は高校以下の私立学校への国庫補助金は交付されておらず、県による補助が私学助成の大半を占めていた。生徒減少期に対する私学助成の拡充についても、自民党・文部省・私学団体ともに最大の関心事は私立大学への人件費補助の導入と制度化であり、私立高校の人件費補助は私学団体レベルでは「ヒモ付き」補助金としての人件費補助の実施を提唱していた(月刊私学1970, p.3)ものの<sup>(9)</sup>、その優先順位は大学と比較すると低く、最低限の着地点として地方交付税交付金での対応を当面の目標として設定していたと考えられる。

### 3. 地方交付税の費目変更と額の推移

前述のように、高校以下の私立学校に対する国が

らの補助の大半は地方交付税であった。もともと私学助成の地方交付税措置は団塊の世代が高校に入学する生徒急増期対応のための臨時的な対策費としての位置づけが強かった。例えば1962年当時は「教育費」ではなく「その他諸費」の細則「総務費」に計上されていた<sup>(10)</sup>。この時点では算定基準に人件費は含まれていない<sup>(11)</sup>。

交付税の経費の内訳は1970年の地方交付税法改正で大きく変容する。私学助成が「教育費」の「その他教育費」にある細目「総務調査費」に計上されるようになった。補助金の積算内容も従来の「私立学校教職員共済組合補助」「私立学校教職員退職金社団補助」に加えて「私立学校運営費補助」「私立学校施設設備費補助」の項目が加えられた。この理由としては、地方交付税の算定方法が改正され、基準財政需要額に人件費を含む運営費補助の財源措置が認められるようになり、私立学校運営費の助成にかかる経費を算入することが決定したことが挙げられる。

1971年の地方交付税法改正では細目「総務調査費」の下に細節として存在した「私立学校関係費」から補助金のみを分離して、新しく細節「私立学校助成費」として独立させた。さらに算定方法が改正され、大学や短大への経常費補助の拡大という国の措置に準じて私立学校運営費の助成額が増額された。

1970年に私学助成に関連する地方交付税の費目が「その他諸費」から「その他教育費」になったことで基準財政需要額総額の計算方法も変化した。「その他諸費」の項目では標準人口を基準として計算していたのに対し、「その他教育費」に移行してからは人口や児童生徒数は必ずしも一致しないということから児童、生徒数で県ごとに補正を行うようになった（私学年鑑1971）。

表1は私学関係の地方交付税の単位費用<sup>(12)</sup>の推移を表したものである。1970年の地方交付税法改正を機に大幅な上昇を見せており、地方交付税として財源措置された私学助成の額が増額されていることが読み取れる。

表1：私学関係の地方交付税単位費用の推移

|      | 1968   | 1969   | 1970   | 1971    | 1972    | 1973    |
|------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 単位費用 | 40,032 | 48,122 | 85,000 | 162,333 | 273,369 | 459,173 |

単位：千円

出所：自治省『地方交付税制度解説（単位費用編）』各年版より筆者作成

### Ⅲ 県の対応

#### 1. 全国的な動向

1970年以前に人件費補助を実施していた県は1都10県、人件費を含む経常費助成を実施していた県は8県であった（杉長1993、p.223）。人件費補助は1970年以降増え、1973年時点では全県において人件費補助が実施されている。

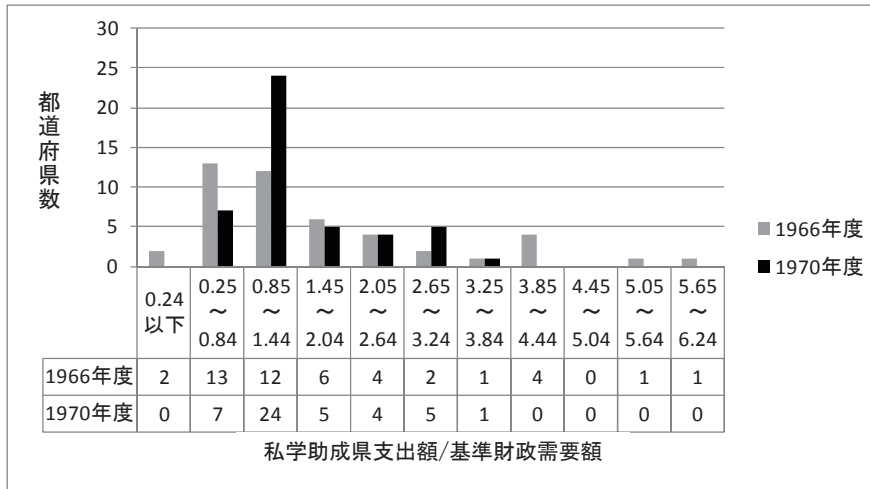
次に各県での私学助成の交付額について合わせて検討する。図1は県私学助成支出額を基準財政需要額で除した数値を1966年と1970年の2時点で比較したものである。数値が1.0であれば基準財政需要額と県私学助成支出額が同額であることを意味し、1.0を下回っていれば基準財政需要額よりも少ない金額を県が交付、1.0を上回っていれば基準財政需要額に加えて県の独自財源からさらに持ち出しをしていることを意味する。

1966年時点では基準財政需要額よりも低い県と高い県が幅広く分散しており、県間でその額に大きな格差が発生していたことが読み取れる。1970年になると地方交付税交付金の額自体が増加したこともあり、基準財政需要額よりも大幅に上乘せした県は少なくなった。その一方で、基準財政需要額よりも少ない額を交付している県も1966年当時と比較すると減少していることから、県レベルでの私学助成の総額そのものが増加しており、私学助成の県間格差が縮小していることが読み取れる。

このように、1966年当時と比較して1970年時点での県私学助成が拡充しており、基準財政需要額の増加が総体として県全体の私学助成の底上げにつながったといえる。前述したように地方交付税は用途が定められていないので県は基準財政需要額が増額されても私学助成の増額を行わないという選択肢が存在したが、大半の県が基準財政需要額に対応した形での助成を行っている。このことから、1970年での地方交付税法改正は県の私学助成に大きな影響を与えたと考えることができる。そして基準財政需要額の増加は1970年以降増加し続け、それに対応するように全県の私学助成が増額している<sup>(13)</sup>。

## 人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響

図1：1966年と1970年の県私学助成支出額と基準財政需要額の比率



出所：私学振興調査会（1971：p.8）より筆者作成

## 2. ケーススタディー

ケーススタディーとして、東京都と北海道の事例を分析する。東京都は1970年以前より人件費補助を実施しており、北海道は1970年より新規に人件費補助を実施している。従実施と新規実施の2県を比較することで国による人件費補助の制度化が県に与えた影響を明らかにする。

### (1) 東京都

東京都は地方交付税の不交付団体である。東京都は全国の中でも私立高校が歴史的に多く、地方交付税措置がなされる以前より都独自の私学助成が行われてきていた。特に人件費補助については1951年より「待遇改善費」という名目で教職員に対する直接交付型の助成が行われてきており、公立学校と私立学校の教職員給与の格差を縮小して「教職員の資質向上をはかる」<sup>(14)</sup>ことを目的としている。物価自体が上昇していることもあって交付額は基本的に右肩上がり増加しており、例えば1966年度では総額で8.2億円が措置されており、高校教職員一人あたりの平均は約57,000円となっている<sup>(15)</sup>。

生徒急増期に大幅な生徒収容を行った私立高校<sup>(16)</sup>は東京都からの補助のもと施設の増築や教職員の新規雇用を積極的に行ってきた。しかし、東京都からの補助は1/2であったため、必要経費の残りを私学

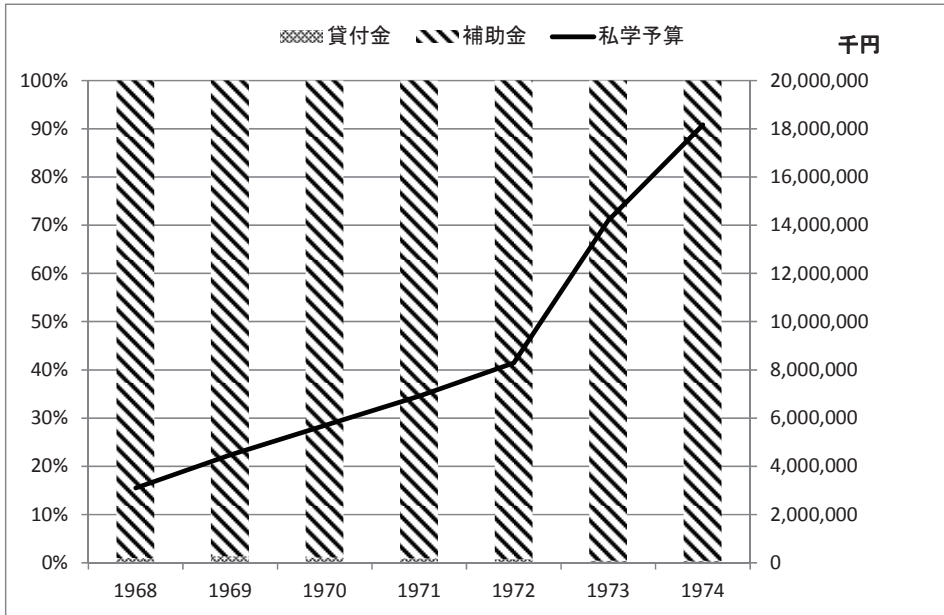
振興会や民間金融機関から調達していた。生徒漸減期に入ると私立高校は授業料収入が減少する一方で民間金融機関への債務返済が求められており、経営難に陥る私立高校が増加した<sup>(17)</sup>。

地方交付税の基準財政需要額に人件費補助が算入された1970年度には美濃部知事の議会での発言を受けて学識経験者、私学関係者、都議会議員で構成される東京都私立学校助成方策協議会（以下協議会）が設置され、協議会による「意見書」も都の私学助成に対して影響を及ぼすようになる。

これは地方交付税交付金による措置の時期と重なり、東京都には交付税が交付されないにせよ「都民子弟の公教育の場を確保するため、何らかの措置を講ずべき時期にある<sup>(18)</sup>」という協議会の認識があり、当時行われていた待遇改善費とは別に人件費・物件費として弾力的に使用できる学校運営費補助を考慮すべきとの意見が出された。最終的に美濃部知事に提出された意見書も地方交付税による基準財政需要額を意識したものとなっている。

結果として東京都の待遇改善費補助金は1970年以降大幅な増加が見られ、1965年には7.2億円であった補助金が1970年に12.4億円、1972年には19.4億円にまで増加した。また、学校運営費補助は1971年に新設されて4.9億円が措置され、翌年には8.6億円に増額された。

図2：東京都の私学助成費目別内訳と私学予算総額の推移



出所：東京都総務局事業概要各年版より筆者作成

図2は東京都の私学助成の費目別の内訳と私学予算の総額をグラフ化したものである。私学予算の総額は右肩上がりで推移しており、1968年より一貫して補助金が大部分を占めている。1973年は前年より60億円増加して約140億円となっているが、これは1972年12月に発表された「第二次東京都私立学校助成方策協議会答申」に沿った形で新規に補助金項目を設置し、従来の私立高校需用費補助や運営費補助の拡充・強化を図ったことが理由である（東京都1973）。

また、費目の内訳は7年間一貫して補助金の割合が99%前後で推移しており、東京都の私学助成は基本的に補助金のみによって実施されていると考えることができる。

## (2)北海道

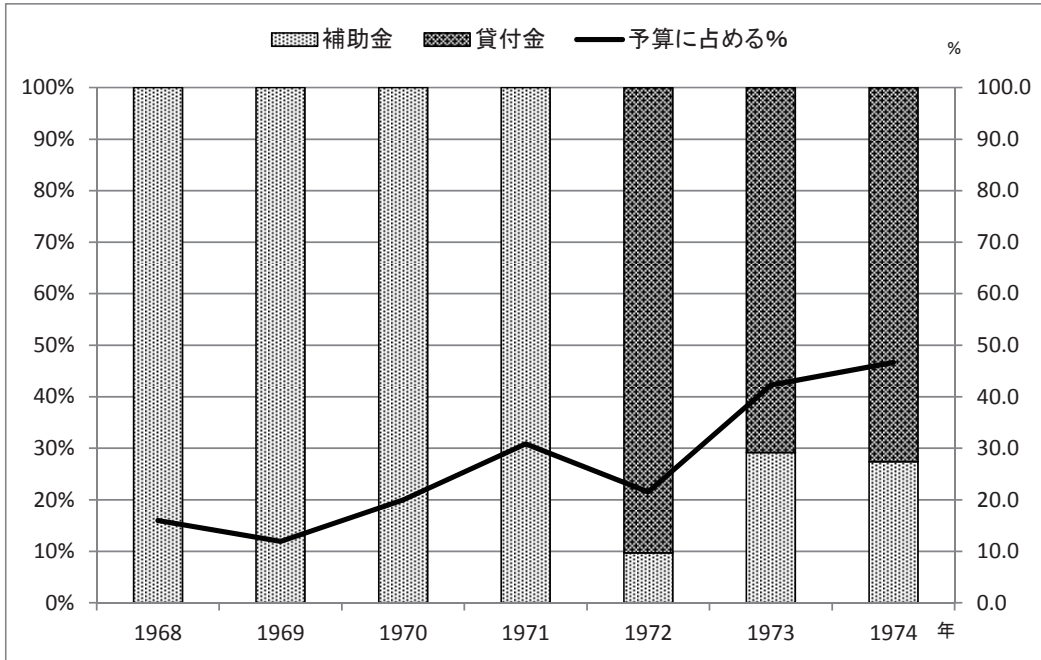
北海道が初めて人件費補助を実施したのは1970年である。それ以前は私立高等学校教育振興費補助金（以下振興費）という項目で需用費補助として、主に校具・教材費、教員の研究や研修事業補助が行われてきた。振興費は1969年で終了し、1970年に

私立高等学校管理運営対策費（以下対策費）として初めて人件費を含んだ経常費の補助を行ったが、補助金のみでの交付は1970年および1971年のみであった。1972年より補助金の割合を抑えて人件費を含んだ経常費の貸付助成にシフトし、補助金は元利補給補助としての交付となった。

図3は北海道の私立高校経常費補助と私学予算に占める比率の時系列推移をグラフ化したものである。1969年までは需用費補助であった振興費の額を使用し、1970年以降は対策費の額を使用している。対策費は1970年に約49億円、1971年には約113億円の補助金が措置された。1972年以降は対策費の内訳に貸付金加わり、例えば1973年は約230億円計上された予算のうち約163億円が貸付金となり、対策費の約7割を占めている。

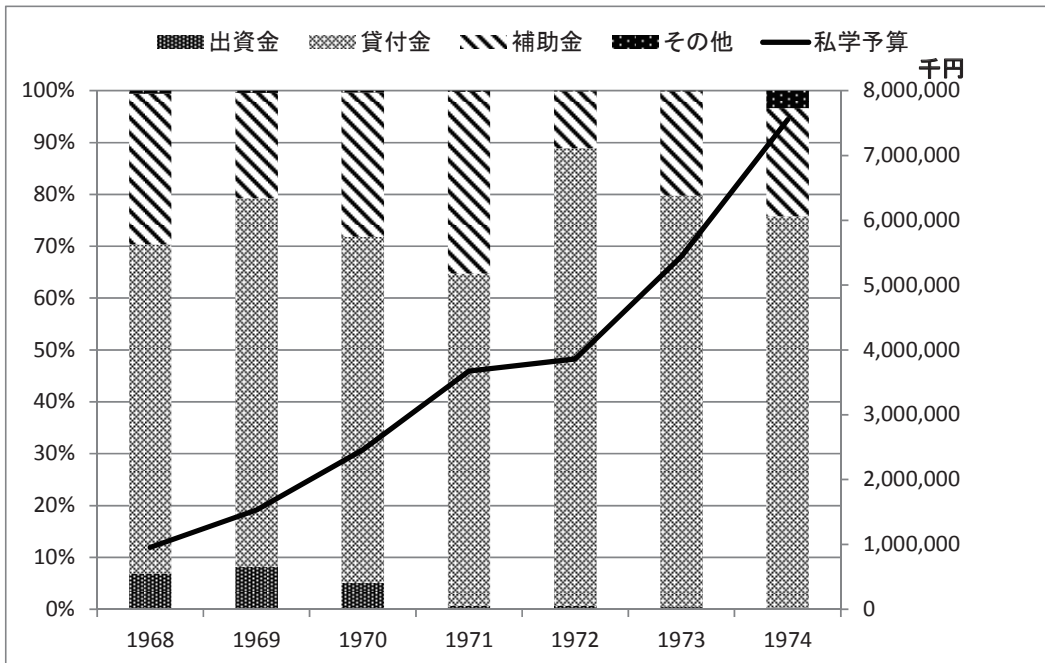
人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響

図3：北海道の私立高校経常費補助と私学予算に占める比率の時系列推移



出所：北海道立教育研究所（1996）より筆者作成

図4：北海道の私学助成費目別内訳と私学予算総額の推移



出所：北海道立教育研究所（1996）より筆者作成

このように、北海道の人件費を含んだ経常費補助は導入されたものの、貸付金をベースにした助成が展開されていくことになるが、この補助形態は北海道私学助成の大きな特長でもあった。図4は1968年度から1974年度の私学関係予算の費目別内訳である。私学関係予算自体は1968年度より右肩上がりで増加しているが、その費目の構成は大きな変化をしていない。北海道予算書には貸付金は年度内償還が原則であり、その原資は貸付金の償還費（財源別にみると諸収入）である。補助金は原則として国庫補助金、地方交付税や県の独自財源を原資としているが、この時期は私学助成への国庫補助は実施されていないため、ほぼ全てが一般財源である。

つまり、北海道の私学助成全体は増加しているものの、その内訳は7割近くが貸付金となっており、実際に学校に給付となる補助金の割合は減少していることがわかる。地方交付税法改正によって人件費補助が強制力を持たないとは言え、事実上制度化されたことで北海道が人件費補助に踏み切ったと考えられるが、その額の増加に対応していくために補助金ベースから貸付金ベースの補助金に転換せざるを得なかったことが推測できる。

1970年および1971年の地方交付税法改正により国レベルでの私学関係予算の単位費用は増加し、結果として1973年以降の補助金は増加傾向にあるが、私学関係予算の増加が貸付金に大きく依存していることが読み取れる。

#### IV 考察と今後の課題

分析結果から次の3点が知見として導かれる。1点目は国による制度変更による県への影響が確認できた点である。国が実施した人件費補助の地方交付税交付金制度への算入によって、人件費補助が全県に浸透した。同様に私学予算総額も単位費用の増加とともに増加している。これは使途が自由である地方交付税といえども、多くの県は私学予算にその増加分を措置していると推測される。

2点目は使途の限定されていない地方交付税によって私学助成のスタンダードが作られた点である。地方交付税の制度変更の結果、全県の私学助成予算額の分散が縮小したが、これは全国で最低額の底下

げが図られたと考えられ、地方交付税の単位費用の提示が一つのスタンダードとして機能したことを意味する。具体的には人件費補助が算定式に算入されてからの私学団体発行誌には基準財政需要額との比較を行う例が増えている<sup>(19)</sup>。冒頭で述べたように、基準財政需要額はあくまで標準的な財政需要という位置づけであり、実際の交付額も需要額より少ない。そして私学助成総額の決定権は県にある。しかし、全国的な動向をみると私学団体は基準財政需要額に近い額の補助を求め、県もその要請に応えている傾向にある。事実、本稿でケーススタディーとして扱った東京都、北海道ともに1970年以降私学予算の増加が見られている。全国的に基準財政需要額に定められた金額に近い予算額への収斂が見られるということは、基準財政需要額の方は最低でも私学助成交付分として県が財源を確保しなくてはならないという「ルール」がこのときに作られた可能性があることを示している。

3点目は地方交付税としての標準化の限界である。総額自体は増加していたものの、東京都はその多くが補助金として交付されているのに対し、北海道は私学予算の増加分の多くを貸付金として交付していた。地方交付税は使途については限定されていないため、給付型の補助を実施する県と貸付型の補助を実施する県に分かれる可能性を包含した制度であった。給付型の補助を実施するか、貸付型の補助を実施するかは県の財政力にも依存すると考えられる。特に財政力が少ない県では年度内償還を義務づけた貸付金の割合を増やすことで結果的に少ない県の持ち出し予算で私学助成を実施することが可能となる。

このように、国による地方交付税制度の変更は県に対して人件費補助の実施や金額の増加という影響を与えたが、金額増の内訳を見ると北海道のように貸付金の増加率が高いケースも存在する。使途が自由であることからゆるやかな強制力が国の制度変更によって発揮されたと考えることができる。

今後の課題として、国庫補助金制度の開始がもたらした影響分析の必要性を挙げることができる。地方交付税が一つの基準とはなったが、使途の自由度が高いことからその交付方法や金額には依然としてばらつきが見られる。使途が制約される国庫補助金制度の導入によって県による交付方法や金額の分散



## 人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響

がどのように変化するのかについての分析が求められるが、これについては他稿に期したい。

## 付記

本研究は、平成 23 年度科学研究費補助金（研究活動スタート支援）による研究成果の一部である。

## 註

- (1) 例外的に国庫補助制度開始以前は特定の県をケースとした現状紹介の研究は存在する。例えば松井（1973）。
- (2) 例えば荒井（2008）は私立学校法、日本私学振興財団法、私立学校振興助成法の政策形成過程についての分析を実施している。
- (3) なお、1975 年に国庫補助金措置が行われるため、国庫補助金の影響を排除すべく 1974 年までの時期を対象とする。
- (4) 生徒急増期の県別の高校定員の公私比較については児玉（2009）や相澤他（2009）を参照。
- (5) 私立学校振興会では学校法人の債務に関する調査を実施しており、1968 年度時点で高等学校では融資額の 65%が私立学校振興会以外からの融資であったことが示されている（私学振興 18 巻 5 号、1969）。
- (6) 物価高騰が学校経営に与える影響は 2 点あり、1 つは物価高騰に伴う給与増額の要請、もう 1 つは教材、教具等の消耗品および施設設備関係の支出が増額する点である。
- (7) 具体的な文は私学振興（1969、p.12）を参照。
- (8) 具体的な条項については松坂（2011）を参照。
- (9) 例えば、日本私立中学高等学校連合会は私学教員の本務者を対象に、大学・短大・高専は 1/2、高校、幼稚園は国が 1/4・地方公共団体が 1/4、小中学校には義務教育国庫負担法を適用して 1/2 の国庫負担を行うべきであるという要望を提出している（日本教育年鑑 1969、p.233）。
- (10) それ以前は細則「総務費」の中の細節「文書広報費」の中の積算内容の一つであった。
- (11) 積算内容は私立学校審議会に必要な経費では「旅費」「需用費」「役務費」等であり、補助金等の経費は「私立学校その他奨学助成補助金等」で

あり、内訳は「私立学校教職員共済組合補助」「私立学校教職員退職金社団給付財源補助」「同事務費補助」「その他」となっている。

- (12) 単位費用は基準財政需要額を算定するための 1 単位あたりの費用であり、これに測定単位と補正係数を乗じたものが基準財政需要額となる。
- (13) 私学年鑑（1973）などのデータから、基本的に前年度比プラスで私学助成が措置されていることが読み取れる。例えば、1 県当たりの平均で見ると 1972 年では生徒一人当たり 718,409 円であったのが、1973 年には生徒一人当たり 1,041,186 円となっており、平均増加率が 44.9%となっている。
- (14) 都議会における東知事の答弁（私学振興 1967、p.13）
- (15) 当時の私立高校の教員一人あたり給与は月額 4.5 万円であり、公立高校は月額 5.6 万円であった。
- (16) 1962～1965 年にかけて私立高校は 144,330 人の生徒を収容した。同時期の公立高校が収容した生徒数は 48,806 人であった。
- (17) 例えば 1969 年の東京都私立高校の債務償還費は支出総額の約 16%を占めている。
- (18) 東京都私立学校助成方策協議会の意見書より（東京都私学教職員組合連合公費助成対策部 1970）。
- (19) 例えば私学振興調査会（1971、1975）では、基準財政需要額と実際の交付額を比較して最低限基準財政需要額分の交付を行うことを求めている。

## 文献

- 相澤真一・児玉英靖・香川めい「戦後日本の教育拡大の地域的布置—1960 年代における県間での私立高校の役割の差異に着目して」『アジア太平洋研究』第 34 号、2009 年、pp.57-78
- 荒井英治郎「私学助成の制度化をめぐる政策過程—人件費補助の制度化と日本私学振興財団法の制定に着目して—」『国立教育政策研究所紀要』第 137 集、2008 年、pp.199-215
- 北村亘『地方財政の行政学的分析』有斐閣、2009 年
- 国立教育政策研究所『県私学助成の研究』国立教育

- 研究所紀要 第113集、1987年
- 児玉英靖「戦後日本の高校教育供給システムにおける私立高校の役割」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第48号、2008年、pp.125-133
- 小入羽秀敬「私立高等学校補助金をめぐる中央地方関係」『日本教育行政学会年報』第34号、2008年、pp.179-195
- 私学時報『私学年鑑』昭和44年～48年版
- 私学振興調査会『私学行財政総覧（1971年度版）』1971年
- 私学振興調査会『私学行財政総覧（1975年度版）』1975年
- 自治省『地方交付税制度解説（単位費用編）』各年版
- 白石裕『分権・生涯学習時代の教育財政』京都大学学術出版会、2000年
- 杉長敬治『私学助成の実務』学校法人経理研究会、1993年
- スティーブン・リード『日本の政府間関係』木鐸社、1990年
- 全国知事会『教育・文化行政と府県』第一法規、1985年
- 棚橋勝太郎「私学予算の決定と高等学校以下の助成について」『私学振興』19巻2号、1970年、pp.24-25, p.14
- 東京都総務局『総務局事業概要』各年版
- 東京私学教職員組合連合公費助成対策部『東京都私立学校助成方策協議会的美濃部都知事あて「意見書」について』1970年
- 日本私立中学高等学校連合会『20年史』1967年
- 北海道立教育研究所『北海道教育史 資料編』1996年
- 北海道『北海道私学教育年報』各年版
- 菱村幸彦『教育行政からみた戦後高校教育史』学事出版、1995年
- 松井重男「戦後私学助成の進展—東京都所轄私立学校を中心に—」『跡見学園女子大学紀要』6号、1973年、pp.27-42
- 松坂浩史『逐条解説 私立学校法』学校経理研究会、2011年
- 宮本憲一『補助金の政治経済学』朝日選書、1990年
- 文部省『文部省年報』各年版
- 米澤彰純『高等教育の大衆化と私立大学経営—「助成と規制」は何をもたらしたのか—』東北大学出版会、2010年